



入札見積履歴

案件番号 2505192321700660670
調達整理番号 83
案件名称 道路草刈委託(4)
予定価格

最新更新日時 2025.06.04 09:03

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000105300	石塚組	<u>7,700,000円</u>		
2	2000505300	株式会社泰幸組	<u>7,750,000円</u>		
3	2000151600	株式会社丸一尾関建材	<u>7,800,000円</u>		
4	2000172000	石国建設株式会社	<u>7,830,000円</u>		
5	2000615700	尾関組	<u>7,900,000円</u>		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務名 道路草刈委託（４）
- 2 業務場所 江南市般若町地内 外16
- 3 委託期間 自 令和 7 年 6 月 6 日
至 令和 7 年 11 月 28 日
- 4 委託料 金 8,470,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 770,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 石塚組との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 6 月 5 日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 江南市般若町宮山8
石塚組

石塚 智康



入札見積履歴

案件番号 2505192321700660671
調達整理番号 84
案件名称 道路草刈委託(5)
予定価格

最新更新日時 2025.06.04 09:17

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000942700	尾関業務店	<u>6,500,000円</u>		
2	2000943000	永井建設工業株式会社	<u>6,550,000円</u>		
3	2000505400	株式会社林本組	<u>6,580,000円</u>		
4	2000504200	株式会社クワケン	<u>6,600,000円</u>		
5	2000325100	富士建設株式会社	<u>6,650,000円</u>		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務名 道路草刈委託（5）
- 2 業務場所 江南市宮後町地内 外14
- 3 委託期間 自 令和 7 年 6 月 6 日
至 令和 7 年 11 月 28 日
- 4 委託料 金 7,150,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 650,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 尾関業務店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 6 月 5 日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 江南市宮田町平和148
尾関業務店
代表取締役 尾関 和延



入札見積履歴

案件番号 2505212321700661340
調達整理番号 85
案件名称 公園等草刈委託(その1)
予定価格

最新更新日時: 2025.06.04 09:32

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000615700	尾関組	16,400,000円		
2	2000151600	株式会社丸一尾関建材	16,500,000円		
3	2000505300	株式会社泰幸組	16,600,000円		
4	2000361000	尾関建設株式会社	16,800,000円		
5	2000105300	石塚組	16,900,000円		

戻る

業務委託契約書

- 1 業務名 公園等草刈委託(その1)
- 2 業務場所 江南市中般若町地内 外7
- 3 委託期間 自 契約成立の翌日
至 令和7年 12月15日
- 4 契約額 金 18,040,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金、1,640,000 円)
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者尾関組との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 6月5日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 尾関組
江南市宮田町平和63
尾関 俊郎



入札見積履歴

案件番号 2505192321700660861

調達整理番号 86

案件名称 公園等草刈委託(その2)

予定価格

最新更新日時 2025.06.04 09:47

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000615700	尾関組	2,300,000円		
2	2000151600	株式会社丸一尾関建材	2,330,000円		
3	2000172000	石国建設株式会社	2,350,000円		
4	2000811300	有限会社山田組	2,350,000円		
5	2000361000	尾関建設株式会社	2,360,000円		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 公園等草刈委託(その2)
- 2 業務場所 江南市天王町地内 外3
- 3 委託期間 自 契約成立の翌日
至 令和7年 12月15日
- 4 契約額 金 2,530,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金、230,000 円)
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者尾関組との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 6月5日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 尾関組
江南市宮田町平和63
尾関 俊郎

入札見積履歴

案件番号 2505192321700660863
調達整理番号 87
案件名称 河川水路草刈委託(その1)
予定価格

最新更新日時 2025.06.04 10:03

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000105300	石塚組	6,050,000円		
2	2000324100	伊神工業株式会社	6,100,000円		
3	2000172000	石国建設株式会社	6,150,000円		
4	2004399200	株式会社林本建設	6,150,000円		
5	2000406904	大興建設株式会社 江南営業所	6,200,000円		

戻る

業務委託契約書

- 1 業務名 河川水路草刈委託（その1）
- 2 業務場所 江南市 般若町 地内 外5
- 3 委託期間 自 令和 7 年 6 月 6 日
至 令和 8 年 1 月 31 日
- 4 委託料金 6,655,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 605,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 石塚組 との間に

別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 6 月 5 日

委託者 江南市赤童子町大堀90番地
江南市
市長 澤田和延

受託者 江南市松竹町郷浦3-2
石塚組
石塚 智康



入札見積履歴

案件番号 2505212321700661346
調達整理番号 88
案件名称 河川水路草刈委託(その2)
予定価格

最新更新日時 2025.06.04 10:17

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000942700	尾関業務店	5,950,000円		
2	2000361000	尾関建設株式会社	6,000,000円		
3	2000943000	永井建設工業株式会社	6,050,000円		
4	2000504200	株式会社クワケン	6,070,000円		
5	2000401900	株式会社永井組	6,100,000円		

戻る

業務委託契約書

- 1 業務名 河川水路草刈委託（その2）
- 2 業務場所 江南市 村久野町 地内 外8
- 3 委託期間 自 令和 7 年 6 月 6 日
至 令和 8 年 1 月 31 日
- 4 委託料金 6,545,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 595,000 円

- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 尾関業務店 との間に

別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 6 月 5 日

委託者 江南市赤童子町大堀90番地
江南市
市長 澤田和延

受託者 江南市宮田町平和148
尾関業務店
尾関和延



入札見積履歴

案件番号 2505192321700660866
調達整理番号 89
案件名称 河川水路草刈委託(その3)
予定価格

最新更新日時 2025.06.04 10:32

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000263700	株式会社多湖組	6,500,000円		
2	2000263600	松山建設株式会社	6,550,000円		
3	2000615700	尾関組	6,580,000円		
4	2000325100	富士建設株式会社	6,700,000円		
5	2000678801	昭和土建株式会社 江南支店	6,700,000円		

戻る

業務委託契約書

- 1 業務名 河川水路草刈委託（その3）
- 2 業務場所 江南市 高屋町 地内 外14
- 3 委託期間 自 令和 7 年 6 月 6 日
至 令和 8 年 1 月 31 日
- 4 委託料金 7,150,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 650,000 円

- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 株式会社 多湖組 との間に
別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 6 月 5 日

委託者 江南市赤童子町大堀90番地
江南市
市長 澤田和延

受託者 江南市島宮町郷内34
株式会社 多湖組
代表取締役 多湖 直希

入札見積履歴

案件番号 2505192321700660895
調達整理番号 90
案件名称 雨水貯留施設排水ポンプ点検委託
予定価格

最新更新日時 2025.06.05.09:03

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000291602	アイテック株式会社 名古屋支店	<u>1,840,000円</u>		
2	2000290701	株式会社ウォーターエージェンシー 愛知オペレーションセンター	<u>2,450,000円</u>		
3	2000403500	株式会社エステム	<u>2,500,000円</u>		
4	2000685201	荏原商事株式会社 中部支社	<u>2,560,000円</u>		
5	2000622501	クボタ環境エンジニアリング株式会社 中部支店	未受領		

戻る

業務委託契約書

- 1 業務名 雨水貯留施設排水ポンプ点検委託
- 2 業務場所 江南市 木賀本郷町 地内 外10
- 3 委託期間 自 令和 7 年 6 月 7 日
至 令和 7 年 10 月 31 日
- 4 委託料金 2,024,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 184,000 円

- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 アイテック株式会社名古屋支店 との間
間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 6 月 6 日

委託者 江南市赤童子町大堀90番地
江南市
市長 澤田和延

受託者 名古屋市西区牛島町6-1
アイテック(株)名古屋支店
支店長 長谷川 正明



入札見積履歴

案件番号 2505262321700661957
調達整理番号 91
案件名称 議会映像配信業務委託
予定価格

最新更新日時 2025.06.05 09:19

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000405200	株式会社会議録研究所	5,500,000円		
2	2002275101	株式会社ぎじろくセンター 東京 営業所	5,680,000円		
3	2004379100	株式会社会議録センター	5,760,000円		
4	2003574100	株式会社議事録発行センター	未受領		
5	2000725501	株式会社ぎょうせい 東海支社	辞退		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

江南市（以下「委託者」という。）と株式会社会議録研究所（以下「受託者」という。）との間において、次のとおり議会映像配信業務の委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者は、受託者に対して議会映像配信業務を委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（業務の内容）

第2条 委託者が、受託者に委託する業務の内容及び方法は「江南市議会映像配信業務仕様書」及び「江南市議会映像配信業務一覧」に定めるとおりとする。

（委託料）

第3条 議会映像配信業務委託料の額は、金5,016,000円（うち消費税及び地方消費税額456,000円）とする。

録画映像編集業務委託料の額は、1時間当たり金2,585円（うち消費税及び地方消費税額金235円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

（期間）

第5条 この業務の委託契約期間は、令和7年6月5日から令和12年9月30日までとする。

（検査）

第6条 受託者は、業務が完了したときは委託者に通知する。

2 委託者は、前項の完了届の提出があったときは、その日から10日以内にその内容を検査するものとする。

3 受託者は、検査の結果、議会映像配信業務が当該契約の内容に適合しないと認められる場合は、委託者の指定する期日までに完了し、再検査を受けなければならない。この場合において要する費用は受託者の負担とする。

（資料の管理）

第7条 受託者は、生中継を行う際に保存した映像、録画映像及び資料等について、以下のとおり、適切な管理を行う。

(1) 施錠できる保管庫又は施錠もしくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適正に管理する。また、本件業務以外の用途に使用してはならない。

(2) 委託者の事前の承諾なくして、複製・複写し、又は第三者に提供してはならない。また、本件業務の作業場所以外に持ち出してはならない。

(3) 本件業務遂行上不要となった場合、遅滞なく委託者に返還する。若しくは、事前に委託者の承諾を得て廃棄する。廃棄を行う場合は、当該資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講ずる。

(4) 個人情報が含まれている場合、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け個人情報の管理状況を記録する。また、委託者から要求があった場合には、この台帳を委託者に提

出する。

(法令の遵守)

第8条 受託者は、委託者が提示する関係法令及び関係規程を遵守しなければならない。

(事故等の報告)

第9条 受託者は、業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、その事故発生の原因の如何を問わず、直ちにその旨を委託者に報告し、すみやかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告書及び今後の対処方針を提出する。

2 受託者は、前項の事故が個人情報情報の漏えい、滅失又はき損に係るものである場合には、当該個人情報情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、すみやかに委託者に報告し、委託者の指示に従う。

(権利の帰属)

第10条 業務に関して、委託者の提供する情報をもとに作成される議会中継配信業務に係る映像データの所有権は、委託者が有するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負等の禁止)

第12条 受託者は、この契約の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(業務の変更、中止等)

第13条 委託者は、必要があると認めるときは、業務内容、委託期間、業務委託単価その他契約内容等を変更し、又は業務の全部又は一部を一時中止させることができる。この場合、委託者と受託者とが協議して書面により定める。

2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは委託期間若しくは業務委託単価を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受託者の請求による委託期間の延長)

第14条 受託者は、天災その他受託者の責めに帰すことができない事由により、委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に委託期間の延長変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の請求があった場合において、必要があると認められるときは、委託期間の延長を認めることができる。委託者は、その委託期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託単価について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(損害の負担)

第15条 業務の実施について、受託者の帰すべき事由により生じた損害は、受託者の負担とする。

2 受託者は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなけれ

ばならない。

(委託料の支払)

第16条 議会映像配信業務委託の議会映像配信システム使用料の支払いは、契約額の60分の1を毎月の業務完了後翌月に支払うものとする。

録画映像編集料の支払いは、1時間当たりの契約単価に時間数を乗じた額を、所定の手続きの上、編集作業が完了した都度支払うものとする。

2 受託者は、第6条の検査に合格したときは、委託料の支払請求書を委託者に提出するものとする。

3 委託者は、支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

(物価変動等による契約金額の変更)

第17条 委託者又は受託者は、委託期間内に予期することのできない異常な物価等の変動により、業務委託単価が著しく不相当であると認められるに至ったときは、委託者と受託者とが協議の上、業務委託単価又は仕様書等の内容を変更することができる。この場合における協議については、第13条の規定を準用する。

(委託者の催告による解除権)

第18条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができるものとし、このため受託者に損害が生じても、委託者はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 受託者がこの契約の重要な事項に違反したとき。
- (4) この契約の締結又は履行につき、不正行為があったとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第19条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受託者に損害が生じても、委託者はその責めを負わないものとする。

- (1) 第11条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

(8) 第24条又は第25条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

イ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ 受託者が、アからエまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

キ 法人等の役員等又は使用人がアからエまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（談合その他不正行為に係る解除）

第20条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受託者に損害が生じても、委託者はその責めを負わないものとする。

(1) 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規

定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（委託者の任意解除権）

第21条 委託者は、業務が完了しない間は、第18条、第19条又は前条に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条 第18条各号又は第19条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第18条又は第19条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の通知）

第23条 委託者は、第18条、第19条、第20条又は第21条によりこの契約を解除するときは、遅滞なくその旨を受託者に通知しなければならない。

（受託者の催告による解除権）

第24条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第25条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第13条第1項の規定により業務の内容を変更したことにより、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第13条第1項の規定による業務の中止期間が委託期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第26条 前2条に定める場合が受託者の責めに帰す事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第27条 委託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分があると認めたときは、既済部分を検査の上、当該検査に合格した既済部分に係る業務委託料を受託者に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する既済部分に係る業務委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 3 この契約が業務の完了後に解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

(委託者の損害賠償請求等)

第28条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 委託期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 第18条又は第19条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第18条又は第19条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既済部分に係る業務委託料を控除した額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第29条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第24条又は第25条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき事由により、第16条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は未受領代金につき、遅延日数に応じ、契約日における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を委託者に請求することができる。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第30条 受託者は、第20条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を委託者が指定する期限までに支払わなければならない。受託者がこの契約を履行した後も同様とする。

2 受託者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、業務委託料の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 第20条第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。

(2) 第20条第4号に規定する刑に係る確定判決において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前2項の規定にかかわらず、委託者は、委託者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（妨害又は不当要求に対する届出義務）

第31条 受託者は、この契約の履行に当たって、妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な理由がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、速やかに市に報告す

るとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 委託者は、受託者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の市への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の契約からの排除措置を講じることがある。

(協議事項)

第32条 この契約に定めのない事項及び契約条項のうち疑義の生じた事項については、委託者及び受託者が協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年6月5日

委託者 愛知県江南市赤童子町大堀90番地
江南市
市長 澤田和延

受託者 東京都新宿区市谷砂土原町1丁目2番地34
株式会社 会議録研究所
代表取締役 小池好子



入札見積履歴

案件番号 2505232321700661615
調達整理番号 92
案件名称 一般介護予防事業運営委託
予定価格

最新更新日時 2025.06.05 09:32

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2007077900	一般社団法人ケアスポーツ協会	3,000,000円		
2	2000599101	スターキャット株式会社 企画管理本部 管理部	3,497,230円		
3	2003704900	株式会社スピード	未受領		
4	2002594300	株式会社パナ・エンタープライズ	未受領		
5	2000686701	株式会社日本旅行 愛知法人 営業部	辞退		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 一般介護予防事業運営委託
(業務内容は別紙仕様書のとおり)
- 2 業務場所 江南市が指定する場所
- 3 委託期間 自 契約日の翌日
至 令和 8 年 3 月 31 日
- 4 委託料 金 3,300,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金300,000円)
- 5 契約保証金 なし

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 一般社団法人ケアスポーツ協会 との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 6 月 5 日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 三重県桑名市大央町48-1 コート・エル1F
一般社団法人ケアスポーツ協会
代表理事 湯浅 幹之



入札見積履歴

案件番号 2505232321700661617
調達整理番号 93
案件名称 物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付分)人材派遣
予定価格

最新更新日時 2025.06.05 10:08

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2004402800	キャリアリンク株式会社	6,257,505.00円		
2	2004938901	パーソルテンプスタッフ株式会社 中部営業本部	6,396,075.00円		
3	2000862705	アデコ株式会社 OSセールス 関西支社	6,985,695.00円		
4	2001695701	株式会社ヒューマンラスト 営業本部	辞退		
5	2000874701	株式会社パソナ パソナ名駅	辞退		

[戻る](#)

契 約 書

- 1 業務名 物価高騰対応重点支援給付金支給事業(不足額給付分)人材派遣
- 2 派遣場所 江南市役所
- 3 派遣期間 自 令和7年7月1日
至 令和7年11月28日
- 4 契約単価 派遣スタッフ(リーダー) 1時間あたり 金 2,109 円
派遣スタッフ(一般) 1時間あたり 金 1,933 円
(委託単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。)
- 5 保証金 免 除

上記の業務について、派遣先 江南市 と 派遣元 キャリアリンク株式会社との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。
この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年6月6日

派遣先 江 南 市
市 長 澤田 和延

派遣元 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
キャリアリンク株式会社
代表取締役 成澤 素明

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和 7年 6月 6日			
業務名	街路樹保全委託(2)			
業務場所	江南市古知野町地内 外9			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
大澤造園土木株式会社	9,900,000			○落札
村繁造園土木株式会社 江南支店	10,100,000			
有限会社豊場造園	11,200,000			
石国建設株式会社	11,000,000			
伊神工業株式会社	11,800,000			

※ 上記価格に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務名 街路樹保全委託（2）
- 2 業務場所 江南市古知野町地内 外9
- 3 委託期間 自 令和 7 年 6 月 10 日
至 令和 7 年 10 月 31 日
- 4 委託料 金 10,890,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 990,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 大澤造園土木株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 6 月 9 日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 江南市前野町西123番地
大澤造園土木株式会社
代表取締役 官田 幸穂

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年6月16日			
貸借名	大型コピー機借上			
納入場所	江南市役所 3階			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
リコージャパン株式会社 エンタープライズ事業本部 中部MA事業部 公共営業部	42,300			
中部事務機株式会社 尾張支店	0 29,025			落札
富士フイルムビジネスイノベーション ーションジャパン株式会社 愛知支社	42,400			
株式会社富田謄写堂	辞退			
ハマヤ	44,300			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる価格である。

賃貸借契約書

江南市（以下「借受人」という。）と中部事務機株式会社尾張支店（以下「貸付人」という。）との間において、次の条項により大型コピー機の賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 借受人及び貸付人は、この契約を信義誠実の原則に基づき、善良な管理者の注意義務の下で履行し、貸付人は大型コピー機を借受人の使用に供し適切な操作方法を指導するとともに、大型コピー機が常時正常な状態で稼働し得るよう保守を行い、大型コピー機に必要な消耗品等（用紙を除く。）を円滑に供給すること及び借受人がこれに対して賃貸借料を貸付人に支払うことを目的とする。

（大型コピー機及び設置場所）

第2条 大型コピー機の機種はRICOH MP W6700SPとし、設置台数は1台とする。

大型コピー機の設置場所は、江南市役所3階で借受人が指定する場所とする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和7年8月1日から令和13年7月31日まで（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）とする。

（賃貸借料）

第4条 借受人は、月額大型コピー機借上料24,200円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金2,200円）と、大型コピー機の月間総使用カウント数のうち400カウントを月間最低使用カウント数として、月額基本料金5,830円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金530円）を貸付人に支払うものとする。

2 月間最低使用カウント数を超過した場合は、超過カウント数にコピー1カウントあたりの単価である12.65円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金1.15円）を乗じた額を支払うものとする。

3 第1項の基本料には、次の費用を含むものとする。

(1) 用紙以外の消耗品費用及び消耗品部品費用

(2) 保守点検費用

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、全額を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 貸付人は、借受人の承認がなければ、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(大型コピー機の引渡し)

第7条 大型コピー機の引渡し期限は、令和7年7月31日とする。

2 貸付人は、前項の引渡し期限までに大型コピー機を設置し、借受人が使用できる状態に調整したのち、借受人の指定する検査員の検査を受け、引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 大型コピー機の賃貸借料の支払い方法は、次に定める方法とする。

(1) 賃貸借料の支払方法は、月払いとし、借受人が貸付人から請求書を受理した日から起算して30日以内に、貸付人に対して支払うものとする。

(2) 貸付人は、前号の請求にあたっては、毎月末において借受人の指定する検査員の確認を受けて、コピーカウント数を算出し借受人に請求するものとする。

(3) 契約解除の月において、大型コピー機の使用期間が1か月（この契約における1か月とは、月の初日から末日をいう。）に満たない場合の大型コピー機賃貸借料は、使用期間に応じて日割計算して算出する。

(4) 料金の請求にあたり、円未満の端数は切り捨てるものとする。

(大型コピー機の保守)

第9条 貸付人は、大型コピー機を借受人が正常な状態で使用できるように貸付人又は貸付人の指定する技術員（以下「技術員」という。）を設置場所に派遣し、点検調整を行わなければならない。

2 大型コピー機が故障した場合は、借受人の請求により、貸付人は技術員を速やかに派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

(他の機械器具の取付け又は大型コピー機の改造等)

第10条 借受人は、次に定める事項については、あらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

(1) 大型コピー機への他の機械器具の取付け又は大型コピー機の改造

(2) 第2条に規定する大型コピー機の設置場所からの移転

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(大型コピー機の据付及び調整費用等)

第11条 大型コピー機の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(賃貸借料の改定)

第12条 契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他の経済事情の変化により賃貸借料を改定する必要性が生じた場合は、貸付人は、賃貸借料の改定日の1か月前までに書面にて当該賃貸借料の改定を借受人に通知し、借受人及び貸付人が協議の上、決定するものとする。

(借受人の契約解除権)

第13条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を

行った後に文書によりこの契約を解除することができるものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 貸付人から契約解除の申し出があり、その事由を借受人が正当と認めるとき。

(貸付人の契約解除権)

第14条 貸付人は、借受人がこの契約に定める義務を履行しない場合は、催告を行った後に文書によりこの契約を解除することができる。

(予算の減額、削減による契約の解除)

第15条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

(損害の賠償)

第16条 借受人又は貸付人は、前3条(第13条第4号を除く。)の規定により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(大型コピー機の返還)

第17条 借受人は、この契約の解除により大型コピー機を返還する場合は、大型コピー機を搬入当時の状態に戻し、速やかに貸付人に返還するものとする。

2 大型コピー機の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 大型コピー機に欠損がある場合は、貸付人は、その旨文書で確認するものとする。

(保険)

第18条 大型コピー機に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第19条 借受人は、大型コピー機の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度その他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって大型コピー機を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け、又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人が協議の上、定めるものとし、前条の規定による保険金で填補される額を当該賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、大型コピー機及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利

の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第20条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、大型コピー機の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(秘密保持)

第21条 貸付人及び技術員は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後も有効に存続するものとする。

(通知義務)

第22条 借受人は、次に掲げる場合は、遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 大型コピー機について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れがあるとき。

(2) 大型コピー機について、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(江南市契約規則の遵守)

第23条 この契約に定めるもののほか、貸付人は、契約履行に関して江南市契約規則(昭和54年3月20日規則第3号)を遵守しなければならない。

(協議事項)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人が協議の上、これを決定するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年6月20日

借受人 江南市赤童子町大堀90番地
江南市
市長 澤田 和延

貸付人 江南市赤童子町良原165番地1
中部事務機株式会社 尾張支店
代表取締役 辻 慶一



入札見積履歴

案件番号 2505302321700662661

調達管理番号 98

案件名称 廃水処理施設清掃委託

予定価格

最新更新日時 2025.06.17 09:21

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000689300	株式会社尾張クリーンパイプ	31,200,000円		
2	2000543000	オオブユニティ株式会社	31,500,000円		
3	2000542400	中日コプロ株式会社	31,600,000円		
4	2000292801	株式会社朝日管清興業 名古屋支店	32,000,000円		
5	2000184700	株式会社新栄重機	35,000,000円		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 廃水処理施設清掃委託
- 2 業 務 場 所 江南市立南部学校給食センター 江南市木賀町大門59番地
江南市立北部学校給食センター 江南市高屋町清水32番地
- 3 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- 4 契 約 期 間 自 令 和 7 年 6 月 18 日
至 令 和 7 年 8 月 31 日
- 5 履 行 期 間 自 令 和 7 年 7 月 22 日
至 令 和 7 年 8 月 31 日
- 6 委 託 料 金 34,320,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 3,120,000 円
- 7 契 約 保 証 金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 (株)尾張クリーンパイプとの間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 6月 18日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 小牧市間々原新田1053
(株)尾張クリーンパイプ
代表取締役 坂本 泰之



入札見積履歴

案件番号 2506042321700663348
調達整理番号 99
案件名称 第10期江南市介護保険事業計画、高齢者福祉計画及び認知症施策推進計画策定支援業務委託
予定価格

最新更新日時 2025.06.17 09:32

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2005218501	Next-i株式会社 名古屋支店	3,400,000円		
2	2000998400	株式会社名豊	3,620,000円		
3	2000128700	株式会社エディケーション	4,590,000円		
4	2000687701	株式会社サーベイリサーチセンター 名古屋事務所	5,860,000円		
5	2000182200	株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所	8,080,000円		

戻る

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 第10期江南市介護保険事業計画、高齢者福祉計画及び認知症施策推進計画策定支援業務
- 2 業 務 場 所 江南市ふくし部 介護保険課
- 3 委 託 期 間 自 令和7年6月18日
至 令和9年3月31日
- 4 委 託 料 金3,740,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金340,000 円
- 5 契 約 保 証 金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者 Next-i株式会社 名古屋支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年6月17日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 名古屋市中村区名駅2-35-22

Next-i株式会社 名古屋支店
代表 藤井 文彦



入札見積履歴

案件番号 2505302321700662689
調達整理番号 100
案件名称 令和7年度航空写真撮影業務
予定価格

最新更新日時 2025.06.17 09:47

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2001009700	中日本航空株式会社	6,470,000円		
2	2000529101	国際航業株式会社 名古屋支店	6,870,000円		
3	2001014800	日本工営都市空間株式会社	8,240,000円		
4	2000979601	株式会社パスコ 名古屋支店	9,300,000円		
5	2000827301	株式会社ナカノアイシステム 名古屋営業所	10,200,000円		
6	2000718100	株式会社中測技研	11,000,000円		
7	2001045101	アジア航測株式会社 名古屋支店	16,800,000円		
8	2000959901	朝日航洋株式会社 名古屋支店	辞退		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 令和7年度航空写真撮影業務
- 2 業務場所 犬山市・江南市・岩倉市・大口町・扶桑町全域
- 3 委託期間 自 令和7年6月18日
至 令和8年3月19日
- 4 委託料 金 7,117,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 647,000円)
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者中日本航空株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年6月17日

委託者
江南市
市長 澤田 和延

受託者
西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2
中日本航空株式会社
代表取締役社長 松岡 滋治



入札見積履歴

案件番号 2505302321700662690
調達整理番号 101
案件名称 施設予約システム用機器等一式
予定価格

最新更新日時 2025.06.18 09:02

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000600401	株式会社JECC	77,980円		
2	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	81,200円		
3	2005966902	NX・TCリース&ファイナンス株式会社 名古屋支店	辞退		
4	2005772302	NTT・TCリース株式会社 東海支店	辞退		
5	2000554601	株式会社大塚商会 中部支社	辞退		
6	2000287802	昭和リース株式会社 名古屋支店	辞退		

[戻る](#)

賃貸借契約書

江南市(以下「借受人」という。)と株式会社JECC(以下「貸付人」という。)との間において、次の条項により施設予約システム用機器等一式(以下「装置」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和7年11月1日から令和13年10月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)とする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額金85,778円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金7,798円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(装置の内容)

第6条 装置の内容は賃貸借仕様書別紙明細のとおりとする。

(装置の納品場所及び引渡し)

第7条 貸付人は、令和7年10月31日までに、借受人において装置を使用できる状態に調整を完了して、借受人の指示した場所へ設置し、借受人に引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 賃貸借料の支払方法は月払いとし、貸付人は使用月の翌月初めに借受人に対して請求を行い、借受人は貸付人の請求書を受領した日から30日以内に、貸付人に対して装置の賃貸借料を支払うものとする。

(消耗品及びその他の補給品)

第9条 借受人が装置に使用する消耗品及びその他の補給品は、貸付人又はメーカーの指定する規格品を使用するものとする。

(他の機械器具の取付け又は装置の改造)

第10条 借受人は、装置に他の機械器具の取付け又は装置を改造するときについてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(装置の不具合)

第 11 条 装置が隠れたる不具合により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、借受人が直接メーカーに請求できるものとする。

(装置の据付及び調整費用等)

第 12 条 装置の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解約の申出等)

第 13 条 借受人は、この契約の全部又は一部を解約する場合は、文書による 3 か月前の予告をもって解約を申し出るものとする。

2 第 2 条の規定により、72 か月間の装置の賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解約されるものとする。

3 第 19 条第 2 項の規定は、この契約解約後も有効に存続するものとする。

(予算の減額、削除による契約の解除)

第 14 条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、解除するものとする。

(装置の返還)

第 15 条 借受人は、この契約の解約により装置を返還する場合は、装置を搬入当時の状態にもどし、すみやかに装置を貸付人に返還するものとする。

2 装置の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 装置に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第 16 条 装置に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第 17 条 借受人は、装置の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、装置及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第 18 条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、装置の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第 19 条 貸付人は、貸付人又はメーカーの従業員等を装置の調整等のために、借受人の了解を得て、装置の設置場所に立入らせることができるものとする。この場合において、貸付人は、当該従業員に必ず身分証明書を携帯させるものとする。

2 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員等は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第20条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 貸付人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 貸付人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第21条 貸付人は、前条第1項各号のいずれかに該当したときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第22条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつ

てはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が1号から4号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 受託者が、1号から4号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 借受人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた借受人の損害の賠償を貸付人に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第23条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。)を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

(通知義務)

第24条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 装置について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 装置について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

(解約権及び損害の賠償)

第 25 条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書をもってこの契約を解約することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(協議事項)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

借受人：江南市赤童子町大堀 90 番地

江 南 市

市 長 澤田 和延

貸付人：東京都千代田区丸の内 3-4-1

株式会社 J E C C

営業統括本部長 飯倉 義一

入札見積履歴

案件番号 2505302321700662694
調達整理番号 102
案件名称 LGWAN系端末等一式(令和7年度更新分)
予定価格

最新更新日時 2025.06.18 09:18

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000287802	昭和リース株式会社 名古屋支店	475,700円		
2	2000600401	株式会社JECC	735,600円		
3	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	749,000円		
4	2005966902	NX・TCリース&ファイナンス株式会社 名古屋支店	辞退		
5	2005772302	NTT・TCリース株式会社 東海支店	辞退		
6	2000554601	株式会社大塚商会 中部支社	辞退		

賃貸借契約書

江南市(以下「借受人」という。)と昭和リース株式会社 名古屋支店(以下「貸付人」という。)との間において、次の条項によりLGWAN系端末等一式(令和7年度更新分)(以下「装置」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和7年12月1日から令和13年11月30日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)とする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額金523,270円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金47,570円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(装置の内容)

第6条 装置の内容は賃貸借仕様書別紙機器内訳のとおりとする。

(装置の納品場所及び引渡し)

第7条 貸付人は、借受人の指示した場所へ納品し、借受人に引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 賃貸借料の支払方法は月払いとし、貸付人は使用月の翌月初めに借受人に対して請求を行い、借受人は貸付人の請求書を受領した日から30日以内に、貸付人に対して装置の賃貸借料を支払うものとする。

(消耗品及びその他の補給品)

第9条 借受人が装置に使用する消耗品及びその他の補給品は、貸付人又はメーカーの指定する規格品を使用するものとする。

(他の機械器具の取付け又は装置の改造)

第10条 借受人は、装置に他の機械器具の取付け又は装置を改造するときについてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(装置の不具合)

第11条 装置が隠れたる不具合により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、借受人が直接メーカーに請求できるものとする。

(装置の据付及び調整費用等)

第 12 条 装置の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解約の申出等)

第 13 条 借受人は、この契約の全部又は一部を解約する場合は、文書による 3 か月前の予告をもって解約を申し出るものとする。

2 第 2 条の規定により、72 か月間の装置の賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解約されるものとする。

3 第 19 条第 2 項の規定は、この契約解約後も有効に存続するものとする。

(予算の減額、削除による契約の解除)

第 14 条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、解除するものとする。

(装置の返還)

第 15 条 借受人は、この契約の解約により装置を返還する場合は、装置を搬入当時の状態にもどし、すみやかに装置を貸付人に返還するものとする。

2 装置の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 装置に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第 16 条 装置に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第 17 条 借受人は、装置の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、装置及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第 18 条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、装置の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第 19 条 貸付人は、貸付人又はメーカーの従業員等を装置の調整等のために、借受人の了解を得て、装置の設置場所に立入らせることができるものとする。この場合において、貸付人は、当該従業員に必ず身分証明書を携帯させるものとする。

2 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員等は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 20 条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(3) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第 21 条 貸付人は、前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（暴力団等排除に係る解除）

第 22 条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちなが

ら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 借受人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた借受人の損害の賠償を貸付人に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第23条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

(通知義務)

第24条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 装置について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 装置について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

(解約権及び損害の賠償)

第25条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書

をもってこの契約を解約することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(協議事項)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 7 年 6 月 2 3 日

借受人：江南市赤童子町大堀 90 番地

江 南 市

市 長 澤 田 和 延

貸付人：名古屋市中区錦 1-6-18J・伊藤ビル 3F

昭和リース株式会社 名古屋支店

支 店 長 荒 井 一 郎



入札見積履歴

案件番号 2505302321700662695
調達整理番号 103
案件名称 住基ネット統合端末一式
予定価格

最新更新日時 2025.06.18 09:34

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	134,600円		
2	2000600401	株式会社JECC	135,300円		

[戻る](#)

賃貸借契約書

江南市(以下「借受人」という。)とNECキャピタルソリューション株式会社(以下「貸付人」という。)との間において、次の条項により住基ネット統合端末一式(以下「装置」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和8年1月1日から令和13年12月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)とする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額金148,060円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金13,460円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(装置の内容)

第6条 装置の内容は賃貸借仕様書別紙明細のとおりとする。

(装置の納品場所及び引渡し)

第7条 貸付人は、借受人の指示した場所へ納品し、借受人に引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 賃貸借料の支払方法は月払いとし、貸付人は使用月の翌月初めに借受人に対して請求を行い、借受人は貸付人の請求書を受理した日から30日以内に、貸付人に対して装置の賃貸借料を支払うものとする。

(消耗品及びその他の補給品)

第9条 借受人が装置に使用する消耗品及びその他の補給品は、貸付人又はメーカーの指定する規格品を使用するものとする。

(他の機械器具の取付け又は装置の改造)

第10条 借受人は、装置に他の機械器具の取付け又は装置を改造するときについてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(装置の不具合)

第11条 装置が隠れたる不具合により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、借受人が直接メーカーに請求できるものとする。

(装置の据付及び調整費用等)

第 12 条 装置の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解約の申出等)

第 13 条 借受人は、この契約の全部又は一部を解約する場合は、文書による 3 か月前の予告をもって解約を申し出るものとする。

2 第 2 条の規定により、72 か月間の装置の賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解約されるものとする。

3 第 19 条第 2 項の規定は、この契約解約後も有効に存続するものとする。

(予算の減額、削除による契約の解除)

第 14 条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、解除するものとする。

(装置の返還)

第 15 条 借受人は、この契約の解約により装置を返還する場合は、装置を搬入当時の状態にもどし、すみやかに装置を貸付人に返還するものとする。

2 装置の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 装置に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第 16 条 装置に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第 17 条 借受人は、装置の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、装置及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第 18 条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、装置の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第 19 条 貸付人は、貸付人又はメーカーの従業員等を装置の調整等のために、借受人の了解を得て、装置の設置場所に立入らせることができるものとする。この場合において、貸付人は、当該従業員に必ず身分証明書を携帯させるものとする。

2 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員等は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 20 条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 貸付人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(3) 貸付人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第 21 条 貸付人は、前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（暴力団等排除に係る解除）

第 22 条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちなが

ら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 借受人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた借受人の損害の賠償を貸付人に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第 23 条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

(通知義務)

第 24 条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 装置について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 装置について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

(解約権及び損害の賠償)

第 25 条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書

をもってこの契約を解約することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(協議事項)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 7 年 6 月 18 日

借受人：江南市赤童子町大堀 90 番地

江 南 市

市 長 澤 田 和 延

貸付人：名古屋市中区錦 1-17-1 NEC 中部ビル

NEC キャピタルソリューション株式会社 中部支店

支店長 菱木 裕一郎

入札見積履歴

案件番号 2505302321700662696
調達整理番号 104
案件名称 消防職員貸与被服
予定価格

最新更新日時 2025.06.18 09:48

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000543300	株式会社服部商店	2,632,710円		
2	2000058400	イナザワ防災株式会社	3,028,400円		
3	2000608500	内外物産株式会社	3,129,500円		
4	2000060701	株式会社赤尾 名古屋支店	3,346,950円		
5	2000680800	株式会社国益商会	3,388,000円		
6	2000298100	萬茂防災株式会社	3,408,800円		

[戻る](#)

売買契約書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品名 消防職員貸与被服
- (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
- (3) 数量 別添仕様書のとおり

2 契約金額 金 2,895,981円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 263,271円)

3 契約保証金 免除

4 納入期限 令和7年9月30日

5 納入場所 江南市赤童子町大堀70番地 江南市消防本部

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と株式会社服部商店(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7年 6月 18日

発注者 江南市
市長 澤田 和延

受注者 名古屋市中区金山1-9-3
株式会社 服部商店
代表取締役 服部 恭幸

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年6月25日 午後2時30分			
物件名	プラスチック製容器包装類用ボックス			
納入場所	江南市和田町旭181 江南市環境事業センター			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
東海物産株式会社 名古屋支店	2,400,000			の落札
株式会社 吉村化工	2,640,000			
中部化成薬品株式会社 名古屋支店	2,745,000			
株式会社日比研究所	2,550,000			
株式会社エコマネジメ ントシステム	2,640,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

売買契約書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品名 プラスチック製容器包装類用ボックス
- (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
- (3) 数量 300個

2 契約金額 金 2,640,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金240,000円

3 契約保証金 免除

4 納入期限 令和7年9月16日(火)

5 納入場所 江南市和田町旭181 江南市環境事業センター

上記物品の売買について、江南市（以下「発注者」という。）と 東海物産 株式会社 名古屋支店（以下「受注者」という。）との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年6月25日

発注者 江南市
市長 澤田 和延

受注者 住所 名古屋市中村区長戸井町4丁目42番地1
氏名 東海物産 株式会社 名古屋支店
支店長 石川 博

入札執行調書

執行年月日 令和7年6月26日

業務名	小鹿保育園外7施設 側溝清掃委託			
業務場所	江南市小杵町長者毛東1番地 外7			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
石国建設株式会社	1,160,000			
尾関組	1,140,000			
尾関業務店	1,120,000			○
株式会社丸一尾関建材	1,150,000			
株式会社泰幸組	1,150,000			

上記見積金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る金額である。

業 務 委 託 契 約 書

1 業務名 小鹿保育園外7施設 側溝清掃委託

2 業務場所 江南市小杵町長者毛東1番地 外7

3 期 間 自 令和7年6月27日

至 令和7年9月30日

4 契約金額 金 1,232,000 円

うち取り引きに係わる消費税及び地方消費税の額 金 112,000 円

5 保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 尾関業務店
との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年6月26日

委託者 江 南 市
市 長 澤 田 和 延

受託者 江南市宮田町平和148
尾関業務店

尾関 和延

入札執行調書

執行年月日 令和7年6月26日

業務名	草井保育園外16施設 床・ガラス清掃委託			
業務場所	江南市草井町若草57番地 外16			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
光洋ビル管理(株)	1,926,600			○
昭和建物管理(株)	1,970,000			
新生ビルテクノ(株)名古屋支店	2,010,000			
太平ビルサービス(株)名古屋支店	2,020,000			
(有)トータルメンテナンス・ツルミ	1,950,000			

上記見積金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る金額である。

業 務 委 託 契 約 書

1 業務名 草井保育園外16施設 床・ガラス清掃委託

2 業務場所 江南市草井町若草57番地 外16

3 委託期間 自 令和7年6月27日

至 令和7年8月31日

4 委託料 金 2,119,260 円

うち取り引きに係わる消費税及び地方消費税の額 金 192,660 円

5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 光洋ビル管理(株)
との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、
各自1通を保管する。

令和7年6月26日

委託者 江 南 市
市 長 澤田 和延

受託者 岩倉市中央町1-22
光洋ビル管理(株)
代表取締役 野牧 久嗣

契 約 書

1 業務名 すいとびあ江南クーリングタワー整備点検委託業務

2 業務場所 江南市草井町西200番地 すいとびあ江南

3 委託期間 自 契約日の翌日

至 令和7年11月28日

4 委託料 金 11,880,000 円

(うち取り引きに係わる消費税及び地方消費税の額 金 1,080,000 円)

5 契約保証金 免 除

上記の委託について、委託者 江南市 と 受託者 東海設備 株式会社
との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、
各自1通を保管する。

令和 7年 7月 2日

委託者 江 南 市
市 長 澤田 和延

受託者 江南市村久野町門弟山75-1
東海設備株式会社
代表取締役 野田 龍一